



日本での登録条件とは?

日本では、次の条件を満たしている湿地を登録しています。

1. 国際的に重要な湿地であること(国際的な基準のうちいずれかに該当すること)
2. 国の法律(自然公園法、鳥獣保護法など)により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること
3. 地元住民などから登録への賛意が得られること

国際的な基準

- 基準1 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、または希少なタイプの湿地
- 基準2 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地
- 基準3 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地
- 基準4 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地
- 基準5 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準6 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地
- 基準7 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地
- 基準8 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地
- 基準9 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地

※ここでいう魚類には、魚の他に、エビ・カニ・貝類を含みます。

国の法律

宍道湖・中海は国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定され、2005年11月に両湖同時にラムサール条約湿地に登録されました。特別保護地区では、大まかに次の3つが制限されます。

1. 水面の埋め立てまたは干拓
2. 竹や樹木の伐採
3. 工作物の設置

～ロゴマークの変遷にみるラムサール条約の歴史～

水鳥保護条約であるとの印象を持たれることの多いラムサール条約ですが、その性格は、3年に1度開催される条約締約国会議(COP)における多くの決議や勧告を通じて、現在では、水鳥だけでなく魚介類を始め、湿地の持つ幅広い機能を保全するための条約に大きく変化してきています。

このような変化を象徴するものとして、以前は“飛翔する水鳥”をイメージしていた条約のロゴマークが、1999年からは“水の流れと生命”をイメージする新しいロゴマークに変更されています。



1993年 COP5
日本・姫路



1996年 COP6
オーストラリア・ブリスベン



1999年 COP7
コスタリカ・サンホセ



2002年 COP8
スペイン・バレンシア



2005年 COP9
アフリカ・ウガンダ

また、1993年に日本の姫路で開催されたCOP5以降、COPのロゴマークが作成されていますが、その変遷を見ていきますと、飛翔する水鳥に魚類や水草が加わっていき、宍道湖・中海が登録されたCOP9では、ついに具体的な動植物のイメージは姿を消し、“湿地と水が、生きとし生けるものを育み、暮らしを支えている”というイメージが描かれるに至っています。